

まちの話題 TOWN TOPICS

身近な情報をお知らせください ☎264-7180 地域課 広報・広聴担当まで

子どもの「もしも」に備える

ひまわり隊と学ぼう



10月12日、坂井輪児童館で新潟市消防団西方面隊の女性消防団員、通称「ひまわり隊」が、乳幼児の心肺蘇生、AED体験、誤飲・怪我などの応急手当、防災グッズの紹介など、子どもの「もしも」に備える講習を行いました。

ひまわり隊の磯部部長は「もしもに備えるには普段の行動が大切。お住まいの地域でAEDが設置してある場所を知っておきましょう」と話しました。参加者の齋藤さんは「AEDや誤飲時の対策を実際にやってみてイメージがつかめた。もしそうなったとき体が動くといいな」と話していました。

ストーブ火災を防ぎましょう

問い合わせ 西消防署 市民安全課 予防調査係
☎025-262-2119

これからの季節、暖房器具の本格使用が始まります。ストーブの上に洗濯物を干さない、消火を確認してから給油を行うなど、暖房器具を適切に使用し、火災を防ぎましょう。



特殊詐欺に注意!! 被害件数市内ワースト1位

西区では、令和4年9月末時点での特殊詐欺被害件数が10件と、市内ワースト1位です。知らない番号や息子をかたる人物からの電話でお金を要求された場合は、いったん落ち着いて、家族、区役所、警察に相談しましょう。

相談はこちら

新潟県警察 けいさつ相談室 ☎#9110
新潟西警察署 ☎025-260-0110
西区 総務課 安心安全係 ☎025-264-7120

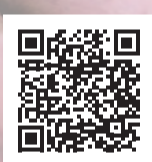
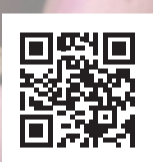
いもジェンヌの季節になりました

問い合わせ 西区 農政商工課 食と産業振興室 ☎025-264-7623

いもジェンヌのお得な情報がいっぱい

いもジェンヌを通じた生産地域の活性化のために、生産者やJA新潟かがやき、商工会、西区農政商工課で、「いもジェンヌ農商工連携協議会」を組織しています。

同協議会では、「いもジェンヌ情報サイト」や「いもジェンヌちゃんのインスタグラム」(下の二次元コード)で、イベントやキャンペーン、料理レシピなどを発信しています。ぜひ、ご覧ください。



いもジェンヌまつり

日時 17日(土)、
12月18日(日) 午前9時30分～午後3時

会場

ファーマーズ・マーケットいっぺこ〜と(亀貝3066)

内容

いもジェンヌ生芋・焼いもの販売 こいもの詰め放題
ガラポン抽選会 いもジェンヌを使ったスイーツの販売
いもジェンヌを使った総菜・ジェラート・大判焼きの販売

感染対策を確認し、徹底をお願いします

HEALTH & WELFARE 健康と福祉

健康相談

最近の健診結果のある人はお持ちください。

12月	時間	会場	問い合わせ・申し込み
8日(木)	午前9時30分～11時	西地域保健福祉センター 要申し込み	西地域保健福祉センター ☎025-264-7731
15日(木)	午前9時30分～11時 午後1時30分～3時	坂井輪健康センター 要申し込み	西区健康福祉課 地域保健福祉担当 ☎025-264-7453
20日(火)	午前9時30分～11時	西地域保健福祉センター 要申し込み	西地域保健福祉センター ☎025-264-7731
22日(木)	午前9時30分～11時	黒埼健康センター 要申し込み	黒埼地域保健福祉センター ☎025-264-7474

乳幼児に関する育児相談

●は栄養相談 ★は歯科相談あり
持ち物 母子健康手帳、バスタオル
申し込み 12月1日(木)から

12月	時間	定員(先着)	会場	問い合わせ・申し込み
13日(火)	午後1時30分～3時●	20人	西地域保健福祉センター 要申し込み	西地域保健福祉センター ☎025-264-7731
21日(水)	午前9時30分～11時●★	36人	坂井輪健康センター 要申し込み	西区健康福祉課 地域保健福祉担当 ☎025-264-7453

妊婦歯科健診

12月	受付時間	会場	定員(先着)
5日(月)	午後1時～1時25分	坂井輪健康センター	13人
	午後1時25分～1時50分		13人
	午後1時50分～2時15分		13人

持ち物 母子健康手帳、妊婦歯科健診受診票
申し込み 23日(祝)から新潟市役所コールセンター(☎025-243-4894)

1歳誕生歯科健診

持ち物 母子健康手帳、問診票、バスタオル(希望者はフッ化物塗布料1,020円)

問い合わせ 西区健康福祉課健康増進係
(☎025-264-7423)

★案内と問診票は対象者に郵送します
★都合がつかない場合はお問い合わせください

年に一度の特定健診があなたの健康を守ります

問い合わせ 西区 健康福祉課 健康増進係(☎025-264-7433)

特定健康診査(特定健診)は、生活習慣病の発症や悪化を予防するための大切な健診です。目には見えない「からだ」の状態を健診で確認することが、健康に暮らせる未来につながります。

受診には受診券が必要です

国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者、生活保護受給者が特定健診を受診する際は、市が発行する「特定健康診査・がん検診受診券」が必要です。お手元がない場合は、区役所健康福祉課、または地域保健福祉センターで発行します。

詳しくは、受診券に同封の「検診いつ得?」で確認できます。

